

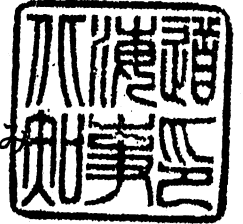


地 権 第 3 2 0 号

平成19年12月19日

内閣総理大臣 福田 康夫 様

北海道知事 高橋 はるみ



道州制特別区域基本方針の変更についての提案について

このことについて、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、道州制特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）の変更について、別添のとおり提案します。

(企画振興部地域主権局参事)

道州制特別区域基本方針の変更についての提案

平成19年12月
北 海 道

北海道は、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、道州制特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）の変更について、基本方針の変更の素案を添えて、次のとおり提案する。

1 法令の特例措置の追加について

基本方針の別表1を変更し、次に掲げる法令の特例措置を追加すること。

- (1) 地域医療を担う医師を育成する札幌医科大学の定員数を地域で定めることができるよう、道が設立団体である公立大学法人が設置する大学の定員を定めた学則を変更する場合に学校教育法施行令第26条第1項の規定により必要とされる文部科学大臣への届出について、北海道知事が届出を受理できるようにするなど、地域医療の確保のために適切な措置を講ずること。
- (2) 北海道の実情に応じた医療の提供ができるよう、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第2条第2項の規定により対象とされていないへき地において、民間病院等の医師が地域医療に従事することができるようにするなど、地域医療の確保のために適切な措置を講ずること。
- (3) 北海道の実情に応じた医療の提供ができるよう、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定により対象とされていない病院及び診療所において、医師である道職員等が地域医療に従事することができるようにするなど、地域医療の確保のために適切な措置を講ずること。
- (4) 飲食料品の品質に関する表示に関し、道が申出の受理から製造業者等の是正まで一貫して行うことができるよう、農林水産大臣が行っている農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14第3項の規定による同条第1項の指示に係る措置命令に関する事務（主たる事務所並びに事業

所、工場及び店舗が北海道内のみにある製造業者等に関するものに限る。) について北海道知事が行うことができるようにするとともに、これに伴う適切な措置を講ずること。

(5) 地域住民のライフラインである水道に関する事業に係る指導監督については住民に身近な道が一元的に行うことができるよう、厚生労働大臣が行っている次に掲げる事務について、北海道知事が行うことができるよう適切な措置を講ずること。

ア 水道法第6条第1項の水道事業（給水人口が5万人を超える水道事業のうち、河川の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業者から水の供給を受ける水道事業に限る。）の認可に関する事務

イ 水道法第26条の水道用水供給事業（1日最大給水量が2万5,000立方メートルを超えるものに限る。）の認可に関する事務

2 交付金の交付に関する措置の追加について

上記1の(4)及び(5)の特例措置による国から道への事務の移譲に伴い、当該事務の実施に道が要する経費について、基本方針の「2. 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」の「(3) 交付金について」及び「3. 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間」の「(1) 政府が講ずべき措置について」の「②交付金の交付に関する措置等」を変更し、当該事務に係る交付金の交付に関する措置を追加すること。

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表1に追加するもの）

番号	8
事務・事業の名称	学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第26条第1項第3号の規定による学則の変更の届出の受理に関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が学校教育法施行令第26条第1項第3号の規定による学則の変更の届出の受理（特定広域団体の区域内の都道府県が設立団体である公立大学法人が設置する大学の医学に関する学部の収容定員に係るものに限る。）の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、文部科学大臣ではなく特定広域団体の知事が、当該事務を行うこととする。
関係省庁	文部科学省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表1に追加するもの）

番号	9
事務・事業の名称	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）第2条第2項のへき地である市町村の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第2条第2項のへき地である市町村の指定の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、特定広域団体の条例により、同項のへき地である市町村を定めることができることとする。
関係省庁	厚生労働省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	10
事務・事業の名称	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項に規定する地方公共団体が職員を派遣できる公益法人等に関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項に規定する地方公共団体が職員を派遣できる公益法人等に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同項の規定にかかわらず、特定広域団体の条例により、特定広域団体が職員を派遣できる公益法人等を定めることができることとする。
関係省庁	総務省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	11
事務・事業の名称	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の14第3項の規定による措置命令に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、1の事務については農林水産大臣ではなく特定広域団体の知事が行うこととし、2の事務については廃止する。</p> <p>1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14第3項の規定による同条第1項の指示に係る措置をとるべき旨の命令（その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が特定広域団体の区域内のみにある製造業者等（同法第14条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）に関するものに限る。）</p> <p>2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第11条第1項ただし書に規定する農林水産大臣の事務並びに同条第3項に規定する報告の事務及び同条第6項に規定する報告の事務（いずれもその主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が特定広域団体の区域内のみにある製造業者等に関するもので、かつ、飲食料品の品質に関する表示に係るものに限る。）</p>
関係省庁	農林水産省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表1に追加するもの）

番号	12
事務・事業の名称	水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項の水道事業（給水人口が5万人を超える水道事業のうち、河川の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業者から水の供給を受ける水道事業に限る。）の認可に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道法第6条第1項の規定による水道事業の認可 2 水道法第7条第1項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の認可に係る申請書の受理 3 水道法第7条第3項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の認可に係る変更の届出の受理 4 水道法第9条第1項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の認可に係る地方公共団体以外の者に対する期限又は条件の付与 5 水道法第10条第1項の規定による1の認可に係る変更の認可 6 水道法第10条第3項の規定による1の認可に係る変更の届出の受理 7 水道法第11条第1項の規定による1の認可に係る水道事業の休止及び廃止の許可 8 水道法第11条第2項の規定による1の認可に係る水道事業の全部の廃止の届出の受理 9 水道法第13条第1項の規定による1の認可に係る給水開始前の届出の受理 10 水道法第14条第5項の規定による1の認可に係る料金の変更

	<p>の届出の受理</p> <p>11 水道法第14条第6項の規定による1の認可に係る供給条件の変更の認可</p> <p>12 水道法第24条の3第2項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が効力を失った旨の届出の受理</p> <p>13 水道法第35条第1項の規定による1の認可に係る認可の取消し</p> <p>14 水道法第35条第2項の規定による1の認可の取消しの要求の受理</p> <p>15 水道法第35条第3項の規定による1の認可の取消しに係る弁明の機会の付与</p> <p>16 水道法第36条第1項の規定による1の認可に係る施設の改善の指示</p> <p>17 水道法第36条第2項の規定による1の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>18 水道法第37条の規定による1の認可に係る給水停止命令</p> <p>19 水道法第38条第1項の規定による1の認可に係る供給条件の変更の認可を申請すべき旨の命令</p> <p>20 水道法第38条第2項の規定による1の認可に係る供給条件の変更</p> <p>21 水道法第39条第1項の規定による1の認可に係る報告の徴収及び立入検査</p> <p>22 水道法第41条の規定による合理化の勧告</p> <p>23 水道法第42条第1項の規定による地方公共団体による買収の認可</p> <p>24 水道法第42条第3項の規定による地方公共団体による買収に係る裁定</p>
関係省庁	厚生労働省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	13
事務・事業の名称	水道法第26条の水道用水供給事業（1日最大給水量が2万5,000立方メートルを超えるものに限る。）の認可に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道法第26条の規定による水道用水供給事業の認可 2 水道法第27条第1項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の認可に係る申請書の受理 3 水道法第27条第3項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の認可に係る変更の届出の受理 4 水道法第29条第1項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の認可に係る地方公共団体以外の者に対する条件の付与 5 水道法第30条第1項の規定による1の認可に係る変更の認可 6 水道法第30条第3項の規定による1の認可に係る変更の届出の受理 7 水道法第31条において準用する同法第11条第1項の規定による1の認可に係る水道用水供給事業の休止又は廃止の許可 8 水道法第31条において準用する同法第11条第2項の規定による1の認可に係る水道用水供給事業の全部の廃止の届出の受理 9 水道法第31条において準用する同法第13条第1項の規定による1の認可に係る給水開始前の届出の受理 10 水道法第31条において準用する同法第24条の3第2項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が効力を失った旨の届出の受理

	<p>11 水道法第35条第1項の規定による1の認可に係る認可の取消し</p> <p>12 水道法第35条第2項の規定による1の認可の取消しの要求の受理</p> <p>13 水道法第35条第3項の規定による1の認可の取消しに係る弁明の機会の付与</p> <p>14 水道法第36条第1項の規定による1の認可に係る施設の改善の指示</p> <p>15 水道法第36条第2項の規定による1の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>16 水道法第37条の規定による1の認可に係る給水停止命令</p> <p>17 水道法第39条第1項の規定による1の認可に係る報告の徴収及び立入検査</p> <p>18 水道法第41条の規定による合理化の勧告</p>
関係省庁	厚生労働省